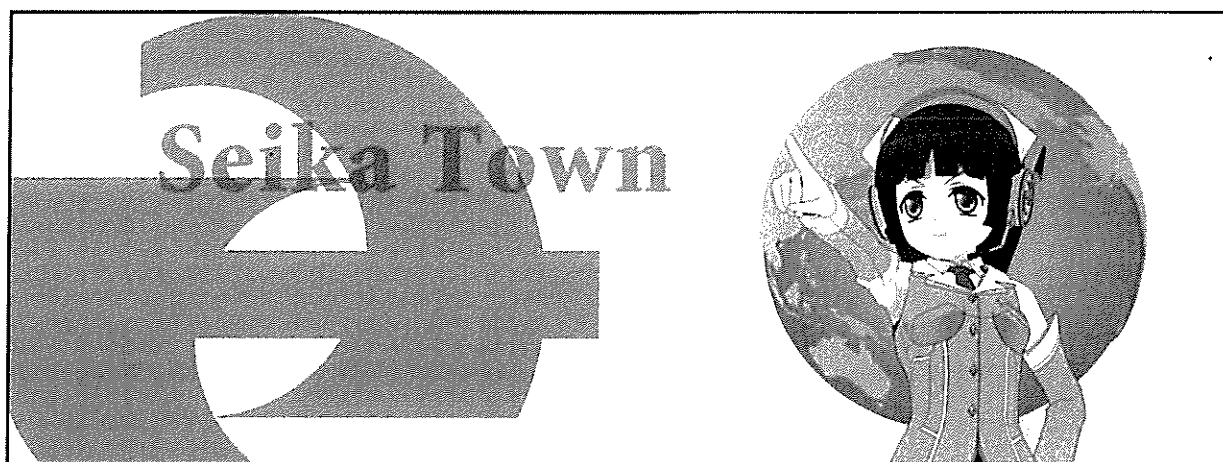


平成30年度

学校教育・社会教育 指導の重点



『精華町広報キャラクター@京町セイカ』

精華町教育委員会

目 次

学校教育指導の重点・・・・・・・・・・ 1

社会教育指導の重点・・・・・・・・・・ 5

『せいか学びと育ち』プラン・・・・・・ 7

- 1 未来を生き抜く子どもの育成
- 2 学研都市を活かした教育の推進
- 3 家庭・地域社会の教育力の向上
- 4 命を守り、人権を大切にする共生社会づくり
- 5 教育の質を高める環境の整備

【精華町教育大綱 方針】

平成 30 年度 学校教育指導の重点

精華町教育委員会

はじめに

精華町の学校教育は、これからの国際社会を展望し、「関西文化学術研究都市」の先進的な教育的環境を活用して、時代の進展等に対応した教育改革に取り組み、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指すものである。平成 27 年度に策定された「精華町教育大綱」やこれまでの施策の進捗状況およびグローバル人材育成、子どもの貧困対策、人口減少社会への対応など、新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、平成 30 年度の学校教育指導の重点を策定する。

各学校では、次期学習指導要領への移行期間中における適切な対応を行うとともに、京都府「教育振興プラン」(中間年改訂版)ならびに「学校教育の重点」を踏まえ、保育所・幼稚園・小学校・中学校(以下「保幼・小・中学校」という。)やPTA・地域との連携を深め、校長のリーダーシップによる学校体制のもと、教育活動全体において質の高い学力を培うとともに、豊かな人間性をはぐくみ、たくましく健やかな身体の育成を基本とし、この変化する社会に夢と希望を持ち、互いに支え、協力し合う学びの集団を基盤とした主体的・対話的で深い学びを通して、未来を見通し切り拓く能力や資質の育成に努める。

1 未来を生き抜く子どもの育成

- (1) 学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある楽しい学校、家庭や地域社会にとっては開かれた学校を目指して各学校の課題や特色に応じた学校経営計画を確立し、質の高い学力、豊かな人間性、たくましく健やかな身体をはぐくみ、「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」の調和を大切にした教育を進める。
- (2) 学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。また、知的活動やコミュニケーション活動等の基盤である「ことばの力」をはぐくむため、各教科はもとより、あらゆる教育活動を通して言語活動を充実させる。
- (3) 学力の状況を的確に幅広く把握・分析(学力診断テスト、全国学力・学習状況調査等の活用)し、校種間連携の下、学力の充実・向上を目指す取組を組織的に進める。
- (4) 創意を生かした教育課程の編成・実施・評価と、京都式少人数教育を活用した少人数学級編成や、少人数授業による学習内容の習熟の程度に応じた指導、ティームティーチング等の指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。
- (5) 一人一人の心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動が展開できるよう、保幼・小・中学校の積極的な連携を図る。
- (6) 児童生徒が自己の特性に気付き、人間としての生き方を考え、希望を持って進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

また、小・中学校の連携を深めて学力の充実・向上を図るとともに、ライフデザインを考える力をはぐくむ取組として、啓発的経験を得させる活動を充実し、組織的・系統的なキャリア教育を推進する。

(7) 学校教育全体を通して、生命を大切にす心、人を思いやり尊重する心、自然を敬う心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実を図る。特に、小学校においては、「特別の教科 道徳」の実施に伴って、教科用図書を主たる教材として使用するとともに「京の子ども明日へのとびら」や「私たちの道徳」などの多様な教材も併せて活用することが重要である。また、道徳教育を推進する校内体制を整備するとともに、児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高めることを通して、道徳的実践力の育成に努める。

(8) 児童生徒と教職員及び児童生徒相互の温かい人間関係を育成し、生活実態の把握や内面理解に努めて、よりよく生きる指導の充実と努めるとともに、家庭や地域関係諸機関との連携に加え、法やルールに関する教育を効果的に実施することにより、ルールやマナー、社会常識等の規範意識の醸成に努める。

また、不登校や児童虐待等の個々の事象においては、教育相談機能の充実を図るとともにスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの活用など、状況に応じた効果的な対応を組織的に行い、その未然防止と課題解決に向けた総合的な取組を推進する。

(9) 楽しい運動体験や新体力テストの結果を有効活用して、体力・運動能力の向上を図り、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる資質や能力を育てる。また、各学校の特色を生かした創造的な芸術文化活動を積極的に推進するとともに、特色ある学校づくり支援事業を活用し、生きる力の育成と豊かな心をはぐくむ。

(10) 児童生徒が健康で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校においては、家庭や地域社会、関係諸機関との連携を図りながら、適切な健康に関する活動を促し、児童生徒の発達段階を考慮して、健康教育を組織的・計画的に推進するとともに、食に関する指導計画に基づき、教職員の共通認識のもと、教育活動全体を通じた食育の推進に努める。

(11) 国際社会に生きる児童生徒を育成する観点から国際理解教育を推進し、人権尊重の精神を基盤にして、わが国の伝統・文化や異文化を正しく理解し、尊重する態度を育成する。また、小学校においても異文化を理解し尊重する態度等や外国の人々とのコミュニケーション能力の素地を育成するため、生きた外国語に触れる外国語活動を創意工夫して計画的に実施する。

(12) 環境教育に関する指導内容を教育課程に適切に位置付け、体験的な学習や問題解決的な学習等、指導方法を工夫して、児童生徒が環境問題に関心を持ち、事象の因果関係や相互関係等について理解を深め、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度の育成に努める。

(13) 各教科等の指導において情報通信ネットワークやコンピュータ等の情報教育機器を活用して指導し、児童生徒がこれらの情報手段に慣れ親しんで、学習や生活の中で積極的に活用できる能力と態度の育成に努めるとともに、プライバシー保護や情報モラル、マナーに関する指導の充実と努める。

特に、情報化の影の部分についての理解の深化と倫理観の育成を図る。

(14) 地域とつながり、地域社会の活性化に貢献する意識をはぐくむとともに、地域学習等を通して、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を育成する。

特に中学校においては、政治や選挙に関する理解を深め、社会の形成者としての資質を育むことが大切である。

2 学研都市を活かした教育の推進

- (1) 「関西文化学術研究都市」の利点を生かした理科教育の充実や地域の伝統や文化を継承し、地域から学び地域に愛着と誇りを持つ児童生徒を育成する地域学習の充実等、特色ある教育活動を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを支援するため、家庭との連携を進め、学習習慣の確立を図るとともに、ICTの計画的な利活用、学校図書館の持つ「読書センター」、「学習・情報センター」、「心の居場所」としての機能の充実、町立図書館、研究機関や関連企業との連携を図る。

3 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 「子どもを守る町」宣言の精神を受け継いで、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む「あいさつ運動」や「地域で子どもを育てる連絡協議会」、「スクールヘルパー」など、児童生徒の健全育成を目指す住民参加による組織活動を継続的、発展的に推進する。
- (2) 地域の自然や文化、人材、産業等を積極的に生かし、学校評価結果など、様々な情報を積極的に保護者や地域に発信するとともに、学校評議員制度の充実や、保護者、地域の人々の学校運営参画によるコミュニティ・スクールの取組等、地域の力を活用し、地域に貢献する双方向の互恵関係を築いて、家庭及び地域社会から信頼される学校づくりの推進に努める。

4 命を守り人権を大切にする共生社会づくり

- (1) 教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や希望進路の実現に努める等、一人一人を大切にした教育を推進する。

また、校種間の連携及び学校間の交流を図って基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱と位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を育成する。

- (2) いじめの問題については、「精華町いじめ防止基本方針」及び各校「いじめ防止基本方針」に則り、子どもたちの生命を守ることはもとより、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し、認め合える集団作りに努めるとともに、いじめを許さない心情を育てる教育活動を通して、人権意識の高揚を図る。

また、学校の全教育活動を通して、全職員が様々な場面で児童生徒が発する心のサインを鋭敏にキャッチすることができる学校体制作りを推進するとともに、家庭や地域住民、関係機関とも積極的に連携を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努める。

- (3) ノーマライゼーションの進展を踏まえ、校内委員会や特別支援教育コーディネーターを機能的に運用するとともに、特別支援学校に設置された地域支援センター、相楽地方通級指導教室川西教室・精華台教室等、関係諸機関との積極的な連携を図り、発達障害を含む障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援計画を策定して、授業のユニバーサルデザイン化を進め、自立して社会参加できる資質や能力の育成に努める。

また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を推進し、発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもの支援を行うとともに、町教育支援委員会の機能強化と保幼・小・中学校の円滑な接続により、就学前から卒業後の進路に至るまでの一貫した特別支援教育を推進する。

- (4) 京都府「いのちを守る「知恵」をはぐくむために」、精華町「地域防災計画」を踏まえ、学校の実情に即した「危機等発生時対処要領」の検証・改善を継続し、家庭・地域・関係諸機関と連携して、児童生徒の生命と安全を守るとともに、自らの命を自らが守るための知識や判断力を養い、災害時に自らの役割について考え行動できる危機対応能力をはぐくむ防災・減災に関する教育の充実を図る。
- (5) 交通安全については、様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行や自転車の利用を促すとともに、交通安全に対する意識を高め、自ら安全な行動をとる能力をはぐくむ。また、関係諸機関や地域と連携しながら、通学時の安全確保のための取組の推進に努める。

5 教育の質を高める環境の整備

- (1) 教職員は、児童生徒に対する深い教育的愛情と鋭敏な人権感覚を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を確立する必要がある。そのためには、自主的に研修を積み、社会の変化や教育改革の潮流に対応できる専門的力を高めるとともに、体罰根絶の意識をより高め、保護者や地域住民の信託と期待に応えられるよう努める。
- (2) 児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、チームとしての学校の教育力を高めるよう努める。
- (3) 教員の大量退職・大量採用時代における課題を見据え、初任者等を対象とした町独自の研修を実施するとともに、国の動向を踏まえた校内研修や教職員評価制度の活用などを通して自己の資質や指導力の向上に努め、常に計画的、継続的な教育実践に取り組み、公教育を推進する。

平成 30 年度 社会教育指導の重点

精華町教育委員会

はじめに

国際化、高度情報化、科学技術の高度化や急速に進む少子高齢化の中で、現代的課題の増加とともに住民の学習ニーズは多様化している。そうした中で精華町社会教育は、いつでも・誰でも・どこでも・多様な方法で、自己実現に向けて主体的に学び続け、学習成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けて、住民の自発性・自主性を尊重した学習活動を支援することを柱に、以下の点を重点として事業を推進する。

1 未来を生き抜く子どもの育成

- (1) 生涯学習社会に対応する推進体制の整備や幅広い分野を視野に入れた社会教育の計画的な推進を図るとともに、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にしながら、生涯学習の振興に努める。
- (2) 心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の形成の重要性について理解の促進を図る。

2 学研都市を活かした教育の推進

- (1) 関西文化学術研究都市の教育資源を活かし、住民の知的好奇心や探究心を深める学習活動を推進する。
- (2) 精華町の自然・歴史や貴重な文化財の保護、伝統的な行事等、地域の特色を活かした文化を学ぶ活動を推進する。
- (3) デジタルミュージアムの充実を図り、ふるさとの魅力づくりと情報発信に努める。
- (4) 休日や放課後等を有効に活用し、放課後児童クラブとの連携を図る中で、青少年の体験活動や学習活動を推進するとともに、学校・家庭・地域社会の連携を強める。また「地域学校協働本部」等の事業も活用し、各種関係団体の協力や地域住民との交流を通じて、子どもたちの健全育成や社会性を育むため、「精華まなび体験教室」等の事業を推進するなど、社会総がかりで子どもを育てる安心・安全な居場所づくりへの支援を充実する。

3 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 「子どもの読書環境整備5ヶ年計画（第3次）」に基づき、乳幼児期から青少年にいたるまで、家庭や保育所・幼稚園・学校などの関係機関や地域ボランティア団体等と連携して、読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの読書環境整備を一層推進する。
- (2) 家庭の教育力の向上を図るために、学校、地域社会及び関係機関・団体と連携しながら、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、PTA活動などへの積極的な参加の促進、相談活動体制の充実に努める。

4 命を守り、人権を大切にする共生社会づくり

- (1) 「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合うことができる社会の実現」を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、住民部人権啓発課との連携を図り、生涯のあらゆる機会を通じて、人権について学ぶ活動を推進する。

- (2) ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人についての正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供する。また、障がいがあるなしに係わらず、地域社会での学習・文化・スポーツ活動に参加するための機会の確保に努める。
- (3) いじめ、虐待、体罰、子どもの貧困等について、社会総がかりで取り組むために、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携する。

5 教育の質を高める環の整備

- (1) 住民の生涯にわたる学習活動の充実のため、重要な役割を果たす指導者やボランティアの確保と資質向上を図る。
- (2) 社会教育施設である「むくのきセンター」を文化・スポーツ活動の拠点とし、住民が利用しやすい施設として、機会を提供する。
- (3) 男女共同参画の推進に関する正しい理解と認識を深めるために、精華町男女共同参画推進条例に基づき、女性の自立と社会参画を促す学習活動を推進するとともに、女性を対象とした講演や実習を開催し、女性リーダーの育成に努める。
- (4) 成人の学習活動としての教養や文化講座の充実を図る。特に高齢者が知識や経験を生かし、生き生きと生活するための学習・文化活動と社会参画の取組を推進する。また、文化協会と連携し、「文化フェスティバル」や各種教室の充実を図る。
- (5) 町民の健康で生き生きとしたスポーツライフを実現するため、住民が参加する「町民体育大会」や各種スポーツ教室等生涯スポーツの振興を図るとともに、「総合スポーツ大会」の開催等、競技力の向上に努める。
- (6) 生涯学習・文化活動を支える拠点として、資料と情報の提供を基本に町民の自主的な学習と文化活動をサポートし、暮らしとまちづくりに役立つ図書館をめざす。

平成30年度「せいか学びと育ち」プラン

精華町教育委員会

はじめに

このプランは、精華町の子どもたちが、健やかに育ち、生涯にわたり生き生きと活躍できるよう、『教育のまちづくり』の一環として、平成30年度に行う精華町教育委員会の主なソフト事業をまとめたものです。このプラン実現のため、学校・家庭・地域社会と連携しながら、これらの事業を積極的に進めていきます。

1 未来を生き抜く子どもの育成

(1) 授業改善と学力の充実・向上

精華町立小中学校「学力向上総合推進委員会」による学力の充実・向上の取組

(2) 児童生徒一人一人の学力の充実・向上を図る少人数教育の推進

学校や児童生徒の実態に即した、京都式少人数教育の推進

(3) 幼児期からの発達を保障する校種間の連携

保幼小中校種間の円滑な接続を図る定期的な連絡会議の開催と連携強化

「もうすぐ1年生」体験入学事業の充実

(4) 小学校外国語教育の推進

「生きた外国語」に触れる小学校外国語活動の積極的推進と点検・評価

(5) 「生きる力」を身に付けるキャリア教育の推進

将来を展望する小中キャリア教育の充実と推進フォーラムの開催

(6) 道徳教育や豊かな体験活動の推進

「精華町学校支援人材バンク」の充実

道徳副読本や「私たちの道徳」等を有効に活用した道徳教育の推進

多様な交流の推進を図る取組の充実

(7) 個性の伸長と規範意識の醸成を図る生徒指導の充実

町内小中学校「生徒指導連絡会議」の充実と関係諸機関との連携強化

(8) 豊かな心をはぐくみ、国語力を高める読書活動の推進

精華町子どもの読書環境整備5か年計画（第3次）の着実な推進

図書館司書の配置による学校図書館の推進と学校間ネットワークの構築

2 学研都市を活かした教育の推進

(1) 「科学のまちの子どもたち」プロジェクトの推進

「関西文化学術研究都市推進機構」等との連携による最先端にふれる科学技術教育の推進

立地企業等と連携した、気づきと感動を実感する理科教育の推進

ノーマン市をはじめとした国際交流の推進

(2) 精華町の自然や歴史・文化を活かした学習の充実

社会科副読本の活用による地域学習の推進

(3) デジタルミュージアムの取組の充実

3 家庭・地域社会の教育力の向上

- (1) 子育てに関する学習機会など家庭教育支援の充実
就学前の子どもを持つ保護者を対象とした「親のための応援塾」の支援
PTAと連携した講演会等の開催
- (2) 地域社会全体で子どもを育てる環境づくりへの支援
「地域で子どもを育てる連絡協議会」の開催
「地域学校協働本部事業」の推進
放課後児童クラブと連携した「精華まなび体験教室」の拡充
地域の信頼を高める学校づくり

4 命を守り人権を大切に作る共生社会づくり

- (1) 人権教育の推進
精華町いじめ防止基本方針の施行
法やルールに関する教育の推進
いじめ・不登校の解決に向けての組織的・継続的取組と点検・評価
体罰根絶に向けた、教職員の認識の深化と学校組織の点検
人権学習の充実と人権教育研究会の開催
- (2) ノーマライゼーションの進展などに対応した特別支援教育の推進
特別支援教育加配や特別支援介助員等の配置
- (3) 安全・安心な教育環境づくりの推進
スクールヘルパーの活動の充実
学校の諸課題に即応する危機管理チームの強化
家庭・地域社会の教育力の向上

5 教育の質を高める環境の整備

- (1) 文化芸術活動の推進
芸術作品等の展示交流の充実
文化交流等の充実
精華町少年少女合唱団の充実
- (2) 子どもの体力向上のための取組の推進
小学校陸上運動交歓記録会の開催
各小学校でのスポーツ体験デー等の関連事業の開催
- (3) 食育の推進
食に関する啓発活動や親子料理教室等食育運動の展開
小学校給食における町の農産物による地産地消の推進
中学校給食実施に向けての取組の推進
- (4) 防災教育の推進
教員の防災意識向上のため、危機等発生時対処要領を踏まえた研修等の推進
- (5) 開かれた学校づくり
積極的な学校公開と学校関係者評価による学校評価の推進
- (6) 教員の意欲を高め、指導力の向上を図る研修などの充実
新規採用者等研修の推進
町内全教職員を対象とした夏季研修会の充実
関係諸機関と連携した研修等の推進

精華町教育大綱

いま子どもたちを取り巻く社会の状況を考える時、「こどもを守る町」宣言(昭和43年)を掲げた当時の人々の願いを思い起こさずにはられません。まちの宝である精華町の子どもたちが、先人の思いを受け継いで健やかに育ち、生涯にわたりいきいきと活躍できるよう、教育のまちづくりを進め、命と希望を未来につなぎたいとの願いから、この大綱を定めます。

平成28年2月26日

精華町長 木村 要

【基本目標】

子どもが輝き 生涯いきいき

人をはぐくむ 学研都市精華町

【5つの方針】

■未来を生き抜く子どもの育成

質の高い学力を育成するとともに、豊かな人間性とたくましく健やかな体をはぐくむ教育を推進します。

■学研都市を活かした教育の推進

精華町の豊かな自然や万葉の時代からの歴史をはじめ、学研都市の豊富な教育資源を活かした特色ある教育を推進します。

■家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちが深い愛情を注がれ成長できるよう、豊かな生涯学習の場づくりを進め、家庭と地域社会の教育力の向上を支援します。

■命を守り人権を大切に作る共生社会づくり

子どもの命と安全を守り、人権を大切にし、誰もが互いに尊重して支え合う共生社会の形成に取り組みます。

■教育の質を高める環境の整備

学校教育や生涯学習の質を高められるよう、教育における人材育成や、教育環境の整備を図ります。



精華町教育委員会

人を育み未来をひらく学研都市精華町

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

TEL. 0774-95-1923 (教育支援室)

0774-95-1906 (学校教育課) FAX. 0774-94-5176

E-mail : gakkyou@town.seika.lg.jp

URL [http : //www.town.seika.kyoto.jp](http://www.town.seika.kyoto.jp)